

217 枢密顧問官林頼三郎海外旅行の件に付指令

[昭和十五年七月]

可

(三橋)

枢密顧問官林頼三郎海外旅行ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十五年七月二十九日

内閣総理大臣公爵 近衛文麿

(印)

(注記1)

閣第一七六四号	起	案	昭和十五年七月二十七日	裁可	昭和十五年七月三十日	施
			決定	昭和	年月	日行
						昭和十五年七月三十日

内閣書記官 (福田) (三橋) (佐藤) (赤江) (出雲)

内閣総理大臣 (近衛)

内閣書記官長 (藤田)

枢密顧問官林頼三郎海外旅行ノ件ハ上裁ヲ経テ左ノ通指令相成

然ルヘシ

指 令 案

枢密顧問官 林 頼三郎

海外旅行ノ件被聞食

(注記2)

海外旅行願

小官儀

東亞文化協議会出席ヲ兼テ現地状況視察ノ為本年八月十二日ヨリ同年九月九日迄北支那及滿洲へ旅行仕度候ニ付御暇賜度此段奉願候也

昭和十五年七月二十七日

枢密顧問官 林 頼三郎 印

(注記3)

昭和十五年七月二十七日

枢密院議長 原 嘉道 印

内閣総理大臣公爵 近衛文麿殿

枢密顧問官林頼三郎海外旅行ノ件別紙之通及進達候

(注記1)

〔朱巻八〕 (簿冊内件名番号)

(注記2)

〔加筆内閣閣〕第〔加筆一七六四〕号

(注記3)

〔加筆庶筈〕第〔加筆四八〕号

〔昭和十五年 公文雜纂
〔2A, 14, 2542
宮内省 枢密院 外務省〕 卷四三〕